

外国人留学生受入れのための「国際競争力けん引学部等」認定制度の創設



文部科学省

趣旨

我が国の成長に向け、大学等の国際競争力・通用性を向上させていくことが重要。そのため、大学等が多様な国及び地域からより多くの優秀な外国人留学生を受け入れ、学修環境の国際化を進めることは、日本人学生の海外へ挑戦する意識や多様な価値観を培い、**我が国のグローバル人材育成**に資する。

このため、**グローバルに獲得競争が激化している優秀な外国人留学生を各大学等がより積極的に受入れられるよう**、設置基準等の現在の関係制度との整合に留意しつつ、外国人留学生受入れを含めた国際化のための体制が十分に整備されている大学等の学部等を「**国際競争力けん引学部等**」として認定し、**認定学部等について、収容定員の超過を一定程度認める特例制度を創設する。**

※外国人留学生＝在留資格「留学」の者

背景

- 世界の留学モビリティが大きく拡大する中、我が国では、トップ大学を含め、特に学部段階における留学生割合が低い傾向
- 大学等は、収容定員の超過率により、**各種ペナルティが存在**することが外国人留学生の積極的な受入れにおける課題であるとして、**改善を要望**
- R5.4の教育未来創造会議及びR7.2の中央教育審議会答申においても、留学生受入れのための**収容定員管理の制度改善を提言**

【R7年度スケジュール】

7/25～8/24 パブリックコメント

R7.10～11 申請募集

R7.12～R8.1 審査

R8.2 結果通知

R8.4 特例適用開始

【R8年度以降スケジュール】

4～5月上旬 申請募集

5月中旬～7月 審査

8月 結果通知

※スケジュール変更の可能性あり

1. 特例措置のポイント

- 「大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）」に特例を新設するとともに、認定の基準等を定める規程を新設
- 体制が十分に整備されていること等を条件に、**優秀な外国人留学生の受入れ割合の拡大を計画する学部等を認定**（短大・高専の学科も対象。大学院及び定員抑制分野（医師・歯科医師・薬剤師・獣医師・船舶職員の養成に係るもの）は対象外。）
- **認定学部等における収容定員充足率の上限**を、学部等の規模に応じて、それぞれ**5%引き上げ**（例：大規模学部の場合、現在105%となっている上限を110%まで引き上げ）

2. 認定の基準

高等教育局に設置される有識者委員会に意見を聴取した上で、文部科学大臣が認定

＜機関要件＞ 大学等として最低限満たす必要がある事項

機関として、以下の要件を満たしていること

- 自己点検評価及び見直し体制の整備並びに教育研究活動等の状況の積極的な公表
- 申請日の直近の認証評価において適合（分野別認証評価を除く）※専門職大学は分野別認証評価への適合も必要
- 申請の日前三年間、以下の要件を満たしていること
 - ・ 法令の規定・寄附行為・定款等に違反していないこと、財政状況が健全であること
 - ・ **収容定員充足率が9割以上であること** 等

＜審査内容＞ 外国人留学生受入れ拡大の計画及びそのための体制整備

申請計画書において、次の事項を明らかにしていること ※今後実施要領において具体的に規定

- 研究インテグリティへの対応など外国人留学生の適切な受入れ環境の整備
- 自律的に国際業務を支える財務構造を含む教育研究活動の水準の向上に必要な取組
- 外国人留学生の受入れ目標（15年以内に現状+10%以上の受入れ）及び達成方法
- 外国人留学生の出身の国・地域の多様性の確保 等